

流教指第2111号
令和5年2月17日

市内各小中学校長 様

流山市教育委員会
教育長 田中 弘美
(公印省略)

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

このことについて、令和5年2月15日付け教児安第809号にて、千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長より、別添写しのとおり依頼がありました。

本通知には、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱うべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないこと等について、留意すべき点がまとめられています。

つきましては、特に下記の事項について、取組の徹底が求められておりますので、改めて、貴校職員に対して、より一層適切な対応に努めるよう御指導をお願いいたします。

なお、個別案件で警察に相談するかの判断が難しい場合は、いじめ防止相談対策室に御相談ください。

記

- 1 犯罪に相当する事案を含むいじめの対応における警察との連携の徹底
○学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制を構築する。
 - ・学校・警察双方において、連絡の窓口となる担当職員を指定する。
 - ・各警察署管内を単位として行われる、学校警察連絡協議会等を活用する。
 - ・*スクールサポーター制度を積極的に受け入れる。
○下記の事案等は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。
 - ・いじめが犯罪として取り扱われるべきと認められる事案
 - ・児童ポルノ関連のいじめ事案（拡散しやすい等の性質を有しており、一刻を争う事態も生じることから）
※別添写し【1（4）学校と警察の連携・対応の実例】及び【添付資料1「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」】を参照

- 2 被害児童生徒への支援及び加害児童生徒に対する指導・支援の充実
○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできないことから、日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援が必要である。
○被害児童生徒への支援
 - ・いじめを認知した際には、何よりも被害児童生徒を徹底して守り抜くという意

識の下、被害児童生徒から事実関係の聴取を行う際には、被害児童生徒に責任があるという考えはあってはならない。

- ・被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
(例：加害児童生徒を別室で指導する。出席停止制度を活用する。等)
- ・被害の拡大や二次的な問題（被害の拡大等いじめの再発、不登校、自殺等）の発生を防ぐ。

○加害児童生徒への指導・支援

- ・加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させることが必要である。
- ・特別な配慮を必要とする場合は、SC、SSWを活用して適切な支援を行う。
- ・*法務少年支援センターや警察機関等（少年サポートセンター、警察署）との連携も重要である。

○学校間・学校種を超えた情報共有・連携の徹底

加害児童生徒・被害児童生徒が複数校にまたがる場合や、転校や進学を見据え、学校はいじめの事実関係に加え、当該児童生徒の特性や抱える困難等を含め十分な引継ぎを行うように取り組む。

3 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

○いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として、警察に相談・通報を行うことを、あらかじめ保護者等に対して周知をしておくことが重要である。

○被害児童生徒保護者への対応

- ・家庭訪問等によりその日のうちに事実関係を伝える。
- ・被害児童生徒を徹底して守り抜くことを伝えるとともに、学校の今後の対応について合意形成を図る。

○加害児童生徒保護者への対応

加害児童生徒への指導支援においては、保護者の協力が不可欠であることから、学校は、いじめの事実行為を迅速且つ正確に把握し、把握した事実に基づき、指導により反省を促す必要があることを丁寧に説明する。

○保護者との信頼関係を築くことが困難な場合などには、スクールロイヤーやスクールサポーター等を状況に応じて活用する。

4 いじめの重大事態における総合教育会議の活用及び首長部局からの支援

学校は、いじめの重大事態が発生した場合は、地方公共団体の長へ報告する。首長部局と教育委員会はそれを受け、深刻な事案については、総合教育会議の開催等により、十分な意思疎通を図り、緊密に連携して、学校を支援する。

*** スクールサポーター制度**

警察官OB等の非常勤職員を警察署等に配置して、担当する学校への訪問活動を行い、校内の巡視、いじめ問題等に関する学校の対応についての助言などを通じて、学校との緊密な連携を図る上での架け橋となっている。

※令和4月26日付け流教指第126号「スクール・サポーターによる学校訪問活動について（依頼）」を参照

*** 法務少年支援センター**

少年鑑別所が地域における非行・犯罪の防止に関する活動を行う際に用いる名称であり、少年鑑別所の専門的知見を活用して、地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のために、少年、保護者等の個人や関係機関・団体に対する支援を実施している。

千葉法務少年支援センター 043-251-4970

（主な支援内容 ※法務省のホームページから）

- 問題行動の分析や指導方法の提案
- 子供や保護者に対する心理相談
- 事例検討会への参加
- 研修・講演
- 法教育授業 等

【担当】

学校教育部指導課

いじめ防止相談対策室

電話7157-1683（室直通）